

# インド特許庁、特許規則を改正し、改正特許規則 2024 を公表

2024 年 3 月 20 日  
JETRO ニューデリー

2024 年 3 月 15 日、インド特許庁は、改正特許規則 2024 を公表した。  
これは、2023 年 8 月 25 日に公表した特許規則改正（案）に対するパブリック・コメントの結果を踏まえて改正されたものである。

## <主な改正内容>

1. 外国出願情報提供（規則 12）
  - 提出期限が、「出願日から 6 カ月」から「最初の拒絶理由通知書の発出の日から 3 カ月」に変更
  - 審査管理官は、出願人に外国出願情報提供を要請する場合、その理由を記した文書で要請する点が追加
2. 分割出願
  - 特許法第 16 条に合わせ、仮明細書または完全明細書に開示された発明に基づく分割出願は可能である点が追加
3. 審査請求期間
  - 「出願日（優先日）から 48 カ月」から「出願日（優先日）から 31 か月」に変更
4. グレース・ピリオド
  - 特許法第 31 条に基づく猶予期間を利用するための申請様式 31 が追加
5. 付与前異議と付与後異議
  - 付与前異議手続について、異議申立の内容を一旦審査管理官がその疎明性を判断し、疎明でない場合は、異議申立人とのヒアリングの機会を設けつつ、拒絶する点を追加
  - 付与後異議について、出願人による異議申立の通知を受け取った後の応答期限を、「3 か月以内」から「2 か月以内」に変更

6. 実施報告書（頻度と内容）

- 提出頻度について、「1 会計年度ごと」から「3 会計年度ごと」へ変更

7. 各種費用

- 取下げ費用を無料に変更
- 付与前異議申立の費用を新設しつつ、付与後異議申立の費用を増額
- 手続延長手数料を新規に設定

（以上）